

株式投資信託 自動けいぞく（累積）投資約款

株式会社山梨中央銀行

第1条（約款の趣旨）

- （1）この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、株式会社山梨中央銀行（以下「当行」といいます。）との間の、「投資信託委託会社」の発行する追加型証券投資信託受益権（以下「個別ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。
当行は、この約款にしたがって個別ファンドの累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。
- （2）この約款に別段の定めのない事項については、各ファンドにかかる目論見書、投資信託約款および当行の投資信託受益権振替決済口座管理規定その他当行のほかの約款の規定により取扱います。

第2条（申込方法）

- （1）申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、また法人の場合は届出の印章を押捺して、これを当行に提出することによって契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。
ただし、すでに他の累積投資において契約が締結されているときは、個別ファンドの第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。
- （2）契約が締結されたとき、当行はただちに個別ファンドの累積投資口座を設定いたします。
- （3）本条（1）ただし書きに基づき口座を設定した場合には、累積投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。
- （4）山梨中銀投信積立の申込みについては、「山梨中銀投信積立取扱規定」に定めるものとします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は個別ファンドの買付けにあてるため、個別ファンド毎の「払込単位」の金銭（以下「払込金」といいます。）を前条（2）で設定する口座に払込むことができます。
ただし、第1回目の払込金はこれを契約の申込時に払込むものといたします。

第4条（買付時期、価額）

- （1）当行は、申込者から受入れた払込金により、当日買付申込受付分について遅滞なく個別ファンドの買付けを行います。
- （2）前項の買付価額は、個別ファンドの「買付約定日」における基準価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額といたします。
- （3）買付けられた個別ファンドの所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（管理）

- （1）この契約により買付けられた個別ファンドは、社債、株式等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿に記載または記録して管理します。
- （2）当行は、当該管理にかかる個別ファンドにつき、口座管理料を申し受けることがあります。

第6条（果実の再投資）

前条の保管にかかる個別ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、所定の税金を差し引いた後に、その全額をもって決算日の基準価額により個別ファンドを買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第7条（換金または振替）

- （1）当行は、この契約に基づく個別ファンドについて、申込者からその換金または振替の請求を受けた時には、申込者からあらかじめ指定された預金口座に入金することにより、申込者に換金または

振替いたします。この場合の換金価額は、個別ファンドの目論見書に定めるものとします。
(2) 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第8条（解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
 - ② 当行が、個別ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - ③ この契約に係る個別ファンドが償還されたとき。
 - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
- (2) この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく保管中の個別ファンドを第7条に準じて当行において申込者に換金または振替いたします。

第9条（申込事項等の変更）

- (1) 改名、転居および法人の場合における届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、当行所定の手続きによって遅滞なく当行に届出いただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条（その他）

- (1) 当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当行は、天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別ファンドの買付けもしくは個別ファンド返還代金の換金代金の支払いまたは振替が遅延したことにより、申込者に生じた損害については、その責を負いません。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則 この約款は、2021年6月15日から適用いたします。

以 上

2021年6月